

## 泉大津市防災協力農地登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地及び災害復旧支援用地として活用できる農地をあらかじめ登録することにより、農地が農作物の生産の場だけでなく、環境面及び防災面からも貴重なオープンスペースであることを市民に理解を得るとともに、農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする制度について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもので、同法第23条の2第1項の規定により本市に災害対策本部が設置された災害をいう。
- (2) 防災協力農地 災害時に避難空間、仮設住宅建設用地及び災害復旧支援用地として使用する農地をいう。
- (3) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。
- (4) 仮設住宅建設用地 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を建設する用地をいう。
- (5) 災害復旧支援用地 農地の原型復旧に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材等の仮置き等をする場所をいう。

### (登録対象農地)

第3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地
- (2) 前号の農地以外の概ね300平方メートル以上の一団の農地
- (3) すでに登録されている防災協力農地に接する農地

(登録の申出)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、泉大津市防災協力農地登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

2 小作権等が設定されている農地又は共有物である農地を、防災協力農地として登録しようとする場合においては、あらかじめこれらの権利を有する者の同意を得た上で、前項の規定による申請を行うものとする。

(登録等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、防災協力農地として登録することが適当であると認めたときは、当該農地を泉大津市防災協力農地登録簿(様式第2号)に記載するものとする。

2 市長は、前項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該申請をした所有者に泉大津市防災協力農地登録証(様式第3号)を交付し、防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

(登録の解除)

第6条 登録証の交付を受けた者(以下「登録者」という。)は、防災協力農地の登録を解除しようとするときは、泉大津市防災協力農地解除申出書(様式第4号)に必要事項を記入のうえ、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合、又は防災協力農地が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、当該防災協力農地の登録を解除するものとする。

3 市長は、前項の規定により、防災協力農地の登録を解除した場合は、泉大津市防災協力農地解除通知書(様式第5号)により、登録者に通知するものとする。

(登録の期間及び更新)

第7条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、登録期間満了の1か月前までに、登録者から前条第1項に規定する解除の申出がないときは、さらに3年間登

録を自動的に更新し、以後も同様とする。

2 前項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

(災害時の使用)

第8条 災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、防災協力農地を避難空間、仮設住宅建設用地又は災害復旧支援用地として使用する。この場合において、防災協力農地を8日以上避難空間として使用する場合又は仮設住宅建設用地もしくは災害復旧支援用地として使用する場合は、市長は、登録者にその使用について要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、泉大津市防災協力農地使用要請書(様式第6号)により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により要請するものとする。

(使用期間)

第9条 防災協力農地を避難空間又は仮設住宅建設用地もしくは災害復旧支援用地として使用する期間は、2年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、登録者の同意を得てこれを延長することができる。

(補償及び土地使用料等)

第10条 防災協力農地を使用した場合には、市長は、登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料等を支給する。

(原状回復)

第11条 防災協力農地の使用が終了したときは、市長は、速やかに防災協力農地を使用前の農地の状態に回復し、所有者に返却する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

1 防災協力農地を7日以内避難空間として使用した場合

農 業 補償額	次のいずれかの額 (1) 使用した防災協力農地における、収穫前の農作物の粗収入見込額。ただし、当該農作物に市場による価値があるときは、その処分価格を控除した額 (2) 作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の額
------------	---

2 防災協力農地を8日以上避難空間として使用した場合又は仮設住宅建設用地もしくは災害復旧支援用地として使用した場合

使用の区分	土地使用料の額	農業補償額
使用した農地が耕作地の場合	使用した農地の固定資産税及び都市計画税の税相当額	前項に規定する農業補償額
使用した農地が不耕作地の場合	当額を使用月数に応じて計算した額	なし

備考

- 1 生産緑地における当該農地の土地使用料等の計算については、生産緑地から指定除外した場合の税相当額とする。
- 2 原状回復に際し、土の入替えが必要であると市長が認めた農地については、土地の地力低下に対して、農業補償額を基準として、返還後1年目に50パーセント、2年目は25パーセント相当額を補償する。
- 3 使用月数を計算する場合において、1月未満の端数は1月として算定する。

様式第1号（第4条関係）

泉大津市防災協力農地登録申請書

年 月 日

泉大津市長 様

申請者 住 所  
(所有者)

氏 名

電話番号

泉大津市防災協力農地登録制度実施要綱に基づき、災害発生日から7日以内避難空間として使用するために、次の農地を泉大津市防災協力農地として、登録することを申し出ます。

また、次の農地について災害発生日から8日以上避難空間として使用する必要が生じた場合又は仮設住宅建設用地もしくは災害復旧支援用地として使用する必要が生じた場合は、その旨泉大津市から要請があれば協力します。

なお、防災協力農地として登録された場合には、避難区間等の周知を図るため、地図、インターネット等必要な手段により、権利者名を除く次の情報を公開することに同意します。

農地の所在地	登記地目 (現況)	面積 (㎡)	権利者の同意欄
	( )		㊟
	( )		㊟
	( )		㊟
	( )		㊟
	( )		㊟
	( )		㊟
	( )		㊟

(注) 本人確認書類の写しを添付してください。

なお農地に小作権等を設定している場合又は申請者以外に共有名義人がいる場合は、当該権利者の本人確認書類の写しも添付してください。



様式第3号（第5条関係）

泉大津市防災協力農地登録証

年 月 日

様

泉大津市長

1 登録番号

2 登録農地の概要

農地の所在地	登記地目（現況）	面積（㎡）	備考
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		

3 登録期間

年 月 日から 年3月31日まで

ただし、登録を継続しない旨の申出がないときは、期間満了毎に3年間登録を自動的に更新します。

4 使用目的及び使用の要請

- （1）農地の使用目的は、避難空間、仮設住宅建設用地、災害復旧支援用地とします。
- （2）8日以上避難空間、仮設住宅建設用地、災害復旧支援用地として使用する場合は、市長から使用の要請をいたします。



様式第5号（第6条関係）

泉大津市防災協力農地登録解除通知書

年 月 日

様

泉大津市長

次の農地について、泉大津市防災協力農地の登録を解除したので通知します。

1 登録番号

2 登録農地の概要

農地の所在地	面積（㎡）	備考

3 解除理由

様式第6号（第8条関係）

泉大津市防災協力農地使用要請書

年 月 日

様

泉大津市長

下記の農地について、  
 8日以上避難空間として  
 仮設住宅建設用地として  
 災害復旧支援用地として

使用する必要が生じまし

たので、泉大津市防災協力農地登録制度実施要綱第8条の規定により、要請します。

記

1 使用を要請する農地

農地の所在地	登記地目（現況）	面積（㎡）	備考
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		
	（ ）		

2 その他